

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の労働力状態（15歳以上人口）における産業別就業人口割合は、第1次産業11%、第2次産業29%、第3次産業59%となっている（令和2年国勢調査）。

事業別に労働力状態（15歳以上人口）の就業者数を分析すると、製造業が全体の16%を占め、建設業・運輸業・郵便業が15%、卸売業・小売業が14%、そして農林水産業が約11%と続いており、さまざまな業種の中小企業が集まり、協力関係、あるいは競争関係を築くことで、本地域の経済を支えている。

新潟県内における当市の経済状況は、全産業での就業者数は約26,100人（県内20市中10位）、売上約2,285億円（県内20市中9位）、売上原価約1,217億円（県内20市中11位）、減価償却費約67億円（県内20市中12位）であり、市全体での労働生産性については県内20市中19位となっており（H28経済センサス活動調査）、他地域と比べても、設備投資・更新が活発とはいえ、労働生産性も高くない状態である。

(2) 目標

上記の実態から当市では、中小企業者等において本計画に基づき設備投資を促進することにより、市内事業者の労働生産性を向上させ、事業者の利益及び賃金の増加等の経済的波及効果を狙う。

具体的な目標として、本計画に基づく先端設備等導入計画について、年間10件の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画に基づき先端設備等の導入を行う中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）について、目標伸び率は年平均3%以上とする。なお、計画期間が3年間の先端設備等導入計画の場合、3年後の労働生産性向上の目標伸び率は9%以上、計画期間が4年間の場合は12%以上、5年間の場合は15%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市における設備投資・更新は、活発な状態とは言えず、市内における様々な

業種・事業において生産性向上を実現するため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は市内全域において活動しており、その全ての産業で生産性向上を図る必要があることから、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市においては、様々な業種の中小企業が集まり、協力関係、あるいは競争関係を築くことで本地域の経済を支えていることから、本計画の対象業種・事業は当市に所在する全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない
- ②申請時点において納付期限の到来した市税に未納がある者は先端設備等導入計画の認定の対象としない
- ③新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらの者と密接な関係を有する者、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業、公序良俗に反する取組を行う者は先端設備等導入計画の認定の対象としない

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。